

## 報道資料

平成21年9月4日

国家公務員倫理審査会

## 「国家公務員倫理法制定10周年記念セミナー」の開催について

国家公務員倫理法（平成11年8月13日公布、平成12年4月1日施行）は、本年、制定10周年を迎えることとなりました。国家公務員倫理審査会では、この機を捉え、職員の倫理意識の啓発を図ることを目的として、札幌市、東京都、大阪市及び福岡市において、「国家公務員倫理法制定10周年記念セミナー」を次のとおり開催することとしています。

## 1 日時、開催地及び会場

日 時	開催地	会 場
平成21年9月14日(月) 13:30~15:30	札幌市	北海道立道民活動センターかでの2・7 4階 大会議室 (札幌市中央区北2条西7丁目)
平成21年10月8日(木) 13:30~15:30	福岡市	福岡県自治会館 2階 大会議室 (福岡市博多区千代4-1-27)
平成21年11月9日(月) 14:00~16:30	大阪市	プリムローズ大阪 2階 鳳凰 (大阪市中央区大手前3-1-43)
平成21年12月4日(金) 13:30~15:30	東京都	中央合同庁舎第2号館 地下2階 講堂 (千代田区霞が関2-1-2)

## 2 主な内容及び出席者

(注) 有識者については、五十音順で記載

開催地	主 な 内 容 及 び 出 席 者
札幌市	<p>○ 有識者による基調講演            講演者：宮 脇 淳 氏（北海道大学公共政策大学院教授）            テーマ：「公務員倫理の一思い込みの克服」</p> <p>○ 有識者と審査会委員とのパネルディスカッション            宮 脇 淳 氏            吉 本 徹 也 （国家公務員倫理審査会会長）            篠 塚 英 子 （ 同 委員）</p>
福岡市	<p>○ 有識者による基調講演            講演者：市 丸 信 敏 氏（弁護士）            テーマ：「公益通報制度とコンプライアンス」</p> <p>○ 有識者と審査会委員とのパネルディスカッション            市 丸 信 敏 氏            吉 本 徹 也 （国家公務員倫理審査会会長）            羽 入 佐 和 子 （ 同 委員）</p>
大阪市	<p>○ 有識者による基調講演            講演者：古 河 逞 箭 氏（関西国際大学人間科学部教授）            テーマ：「実例に見る公務員犯罪への落とし穴」</p> <p>○ 有識者と審査会委員とのパネルディスカッション            河 井 規 子 氏（京都府木津川市長）            古 河 逞 箭 氏            北 城 恪 太 郎 （国家公務員倫理審査会委員）            草 野 忠 義 （ 同 委員）</p>
東京都	<p>○ 有識者と審査会会長とのパネルディスカッション            飯 尾 潤 氏（政策研究大学院大学副学長）            桜 木 君 枝 氏（株式会社ベネッセコーポレーション常勤監査役）            古 川 貞 二 郎 氏（社会福祉法人恩賜財団母子愛育会理事長、            元内閣官房副長官）            吉 本 徹 也 （国家公務員倫理審査会会長）</p>

## 3 対象

各開催都市及びその近隣の官署に勤務する国家公務員等

## 4 その他

国家公務員倫理審査会では、国家公務員倫理法制定10周年に当たり、本セミナーの開催のほか、記念誌の発行、国家公務員倫理規程事例集の改訂及び新たな倫理研修用教材の開発等の事業を行うこととしています。

### (参考)

#### (1) 取材について

- 当日、会場に記者席を用意いたします。
- 開催中の発言メモなどは自由ですが、写真撮影、ビデオ録りについては、セミナー冒頭に限らせていただきます。
- 準備の都合上、当日取材される場合は、事前に担当(国家公務員倫理審査会事務局 担当：小野 TEL：03-3581-5344)までご連絡ください。

#### (2) 国家公務員倫理審査会について

##### ① 所掌業務

国家公務員倫理審査会は、平成12年4月に施行された国家公務員倫理法に基づき、人事院に置かれている独立の機関であり、国家公務員の職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌しています。

具体的には、

- ・ 国家公務員倫理規程（政令）に関する内閣への意見の申出
- ・ 倫理法違反に係る懲戒基準の作成及び変更
- ・ 倫理の保持に関する調査研究及び企画
- ・ 倫理の保持のための研修に関する企画及び調整
- ・ 贈与、株取引及び所得の報告書の審査
- ・ 倫理法違反の疑いがある場合の調査・懲戒の手續の実施、懲戒処分の承認などの事務を行っています。

##### ② 会長及び委員

審査会は、会長及び委員4人をもって組織するとされており、その任命は国会の同意を経て内閣が行います。なお、委員のうち1人は、人事院の人事官から、内閣が任命する者をもって充てるとされています。

- |    |        |                      |
|----|--------|----------------------|
| 会長 | 吉本 徹也  | (元高松高等裁判所長官)         |
| 委員 | 北城 恪太郎 | (日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問) |
|    | 草野 忠義  | (財団法人連合総合生活開発研究所理事長) |
|    | 羽入 佐和子 | (国立大学法人お茶の水女子大学学長)   |
|    | 篠塚 英子  | (人事院人事官)             |

問合せ先	国家公務員倫理審査会事務局	首席参事官 阿久澤 徹 倫理企画官 住吉 威彦 電話(03)3581-5344(直通)
------	---------------	---